

第 1 号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務の一部の再委託について

地域包括支援センターが行う介護予防支援業務の一部の再委託については、あらかじめ運営協議会が承認した下記の基準に基づき、令和 7 年度も実施する。

1 第 1 号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務再委託基準

- (1) 居宅介護支援事業所として区市町村から指定を受けていること。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する研修会または説明会に参加し、事業を理解していること。
- (3) 区市町村から運営の停止を受けた場合は、停止期間終了後 1 年間を経過していること。
- (4) 区市町村からの運営指導の結果により改善が完了していること。
- (5) 区等からの返還金の請求に対して、返還額の納付が完了してから 1 年を経過していること。
- (6) 地域包括支援センターの受託法人が運営する居宅介護支援事業所を再委託先とする場合は、新規契約は原則として行わないこと。

※ 一部委託とは、以下の介護予防支援業務の内の②～⑧の委託をいう。

- ① 契約締結
- ② アセスメント（課題分析）の実施
- ③ 介護予防サービス計画の原案作成
- ④ サービス担当者会議の開催
- ⑤ 介護予防サービス計画の交付
- ⑥ モニタリング（計画実施状況の確認）の実施
- ⑦ 評価
- ⑧ 給付管理
- ⑨ 介護報酬の請求

2 参考資料

介護予防支援業務の一部を行う再委託先一覧表

資料 5 - 2

介護予防ケアマネジメント再委託一覧表

資料 5 - 3